

予防課よりお知らせ

ガソリンを携行缶で購入される方へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、スタンドでは、携行缶で購入される方に対して

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**

を行うとともに、販売記録を作成しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガソリンを取り扱うときの注意事項

- ① ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。



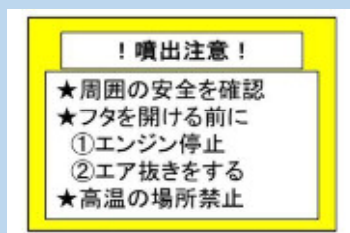
灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶

ガソリンの保管・携行は、消防法令に適合した金属製容器を使用しましょう。

- ② ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意し取り扱ってください。



- ③ セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。